

前橋市建設工事等における一抜け方式実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、前橋市が発注する建設工事及び測量、建設コンサルタント業務等（以下「工事等」という。）の一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）において実施する一抜け方式に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、「一抜け方式」とは受注機会の確保を目的に、競争入札に付す一定の条件を満たす複数の工事等において、落札者又は落札候補者（以下「落札者等」という。）を決定する工事等の順位（以下「落札者等決定順位」という。）をあらかじめ定めておき、落札者等決定順位が上位の工事等で落札者等となった者がした落札者等決定順位が下位の工事等における入札を無効とし、他の応札者から落札者等を順次決定する入札方式をいう。

(対象案件)

第3条 一抜け方式は、次の各号に掲げるすべての要件に該当する複数の同規模の工事等について、対象案件とすることができるものとする。

(1) 一般競争入札

- ア 同一日に入札公告を行い、かつ、同一日に開札する案件であること。
- イ 工事種別又は業種区分が同一の案件であること。
- ウ 入札参加資格条件が同一の案件であること。

(2) 指名競争入札

- ア 同一日に指名通知を行い、かつ、同一日に開札する案件であること。
- イ 工事種別又は業種区分が同一の案件であること。
- ウ 格付等級が同一の案件であること。

2 前項の規定にかかわらず、前橋市建設工事等業者選定審査会が必要と認めるときは、複数の工事等を一抜け方式の対象案件とすることができるものとする。

(一抜け方式の採用)

第4条 一抜け方式の採用にあたっては、入札公告又は指名通知に当該工事等が一抜け方式の対象案件であることを明示するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、落札者等決定順位が下位の案件において、当該複数の案件数及び参加者数の状況から、競争性が確保できないおそれがある場合は、一抜け方式を採用しないものとする。

(留意事項)

第5条 一抜け方式の執行にあたっては、次の各号に留意することとする。

- (1) 落札者等決定順位は、設計金額が高い順に設定すること。

- (2) 落札者等の決定は、原則として開札順に行うこと。
- (3) 落札者等決定順位が上位の案件で落札者等となった者が、落札者等決定順位が下位の案件に参加している場合は、その者のした入札を無効とすること。
- (4) 一部の対象案件の入札が、中止又は取止めとなった場合は、落札者等決定順位を繰り上げること。
- (5) 対象案件に特定建設工事共同企業体又は特定業務共同企業体(以下「共同企業体」という。)が落札者等となった場合において、落札者等決定順位が下位の案件に当該共同企業体及びその構成員が参加しているときは、その者のした入札を無効とすること。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和3年6月9日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。